

A decorative graphic featuring three blue circles of varying sizes and two thin blue lines. One large circle is at the top, a smaller one is in the middle, and another large one is at the bottom right. The lines intersect to form a triangular shape in the center.

四街道市生涯学習推進計画（第3次）

令和元年11月

四街道市

はじめに

本市は、令和元年度にスタートした四街道市総合計画後期基本計画のもと、本市の将来都市像である『人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道』の実現に向け、教育分野につきまして「基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち」として位置づけ、子ども教育、生涯学習、文化、スポーツ等の各施策の計画的な取組を進めているところです。この中で、生涯学習につきましては、その環境の充実や、生涯学習を通じて学んだ成果を地域の活性化につなげる施策を推進しています。



時代の移り変わりや生活様式の多様化にともない、私たちが学ぶ環境や目的にも変化が現れております。少子高齢化、高度情報化などさまざまな状況が取り巻く中、次々に生じる新たな課題の解決に向けて、市民と行政が協働し、役割分担をしながら、市民の皆様の幅広い学習意欲に応えることが重要となっております。

この度、策定した「四街道市生涯学習推進計画（第3次）」では、「現役世代の生涯学習に対する配慮」「高齢者の力を活かす」「持続可能な学習形態の推進」「障害者の多様な学習活動の推進」「家庭教育支援体制の充実」の5項目を「生涯学習推進のための視点」として捉え、市として課題意識を持って生涯学習事業に取り組んでまいります。

今後、本計画を着実に推進していくためにも、引き続き、市民の皆様、関係機関の皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり多大なるご尽力をいただきました生涯学習審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました全ての皆様に感謝申し上げます。

令和元年11月

四街道市長 佐渡 斉

<目次>

第1章 策定にあたって	1
第1節 計画策定の主旨	1
第2節 計画の策定方針	2
第2章 生涯学習に関する動向	4
第1節 国の動き	4
第2節 県の動き	5
第3節 四街道市の取り組み	6
第3章 生涯学習推進のための視点	22
第4章 生涯学習推進計画（第3次）の基本的な考え方	24
第1節 計画の基本理念	24
第2節 計画の基本方針	24
第3節 施策の体系図	27
第5章 分野別推進事業	28
第1節 学びの基礎づくり	28
第2節 学びのきっかけづくり	30
第3節 学びがつなげる地域づくり	33
第4節 学びを支えるまちづくり	38
第6章 生涯学習推進計画の進行管理	41

■関連資料

1. 策定体制
2. 策定経過
3. 生涯学習年表
4. 諮問・答申

第1章 策定にあたって

第1節 計画策定の主旨

本市では、平成8年3月に、学びたい人がそれぞれの目的や手段に応じて、いつでも学習活動ができる、うるおいと活力を生む生涯学習社会の実現を目指し、「豊かな心と個性を育む文化・教育のまち」を基本目標とした「四街道市生涯学習推進計画（第1次）」（四街道ま・な・びプラン）を策定しました。

また、平成21年3月には、その間の社会情勢や生涯学習の方向性等の変化に対応した「学びあいで輝く生涯学習社会づくり—互学協働のまち—」を基本理念として実現を目指す「四街道市生涯学習推進計画（第2次）」を10か年計画として策定し、計画的な生涯学習の推進に取り組んできたところです。

この間、平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」においては、基本的な方針と教育政策の目標が示され、これまで本市が進めてきた生涯学習推進の取り組みの成果を継承し、新たに国の示した基本的な方針に沿って、生涯学習施策を総合的に推進する指針とした「四街道市生涯学習推進計画（第3次）」を策定することとしました。

なお、本計画は、「四街道市総合計画」及び「四街道市教育振興基本計画」との整合性を図り、生涯学習振興に係る分野別計画として位置づけられるものとなっています。

第2節 計画の策定方針

1. 計画の目的

本計画は、市民一人一人の生きがいや健康づくり、心の豊かさにつながる学習活動を支援するとともに、生涯学習社会の形成による住みよい地域づくりに向けて、本市の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として策定しました。

2. 計画の位置づけ

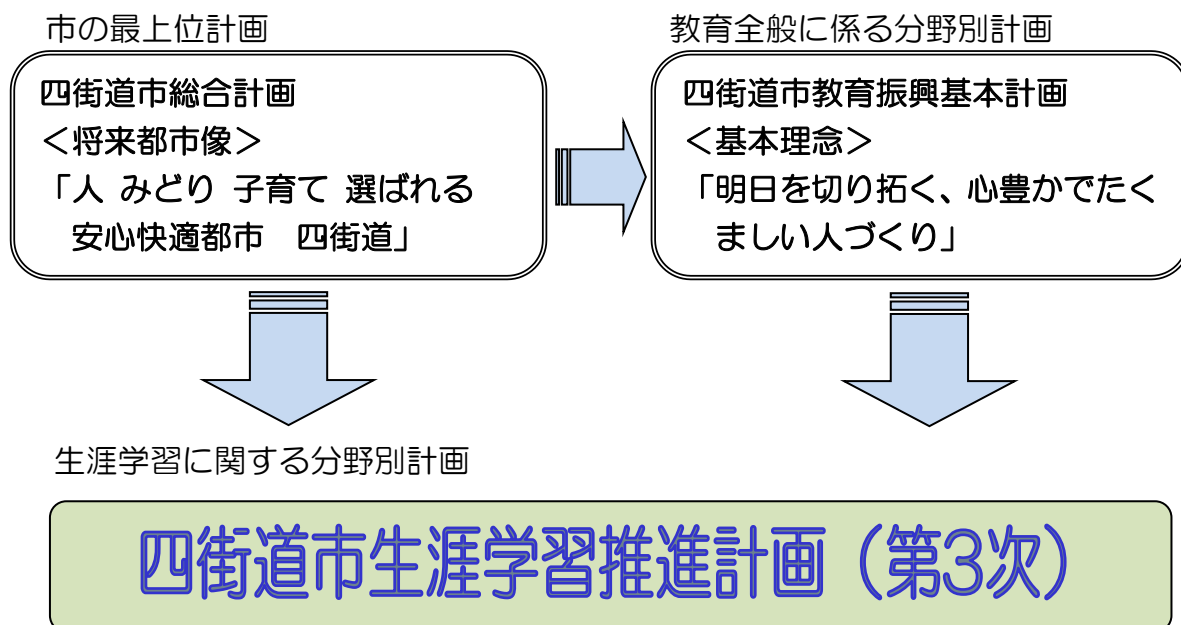
(1) 四街道市総合計画との関係

- ① 四街道市総合計画に示された基本目標3「豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち」の施策分野「生涯学習」の実現に向けた分野別計画として位置づけます。
- ② 四街道市総合計画後期基本計画（令和元年度～令和5年度）の生涯学習に係る分野別計画とします。

(2) 四街道市教育振興基本計画との関係

四街道市教育振興基本計画後期計画（令和元年度～令和5年度）の生涯学習に係る分野別計画とします。

計画の関係図



3. 計画の対象範囲

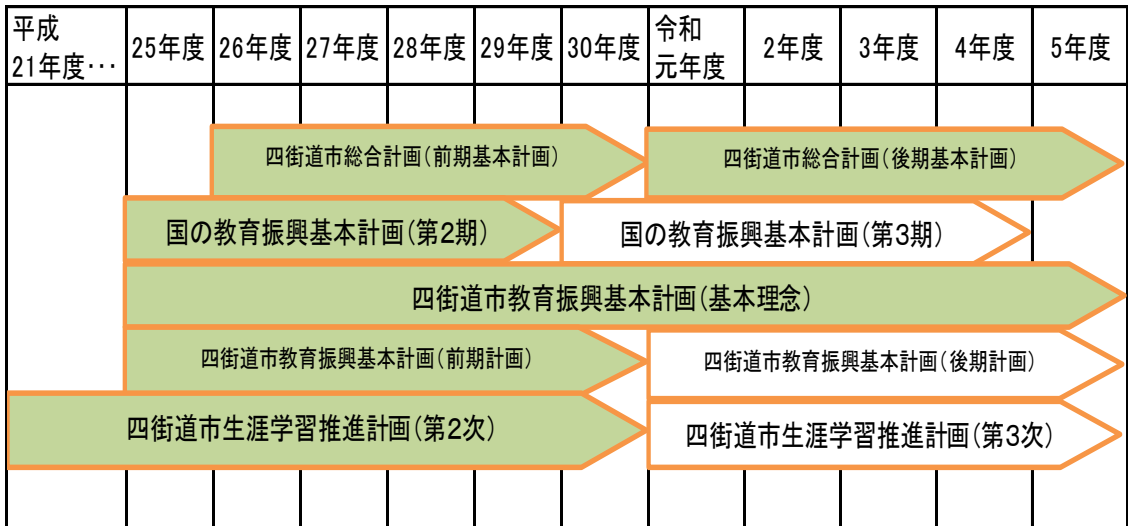
生涯学習事業として計画に盛り込む事業は、主に生涯学習推進計画（第2次）より継続して行われている生涯学習推進事業とします。

4. 計画期間

計画期間は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

四街道市生涯学習推進計画と他計画の期間



第2章 生涯学習に関する動向

第1節 国の動き

平成20年の中央教育審議会答申では、現在の我が国の状況について整理し、人々の学習活動の促進や地域社会の教育力向上等のための生涯学習振興策についての提言がまとめられました。また、同年6月には、教育基本法の改正に伴い社会教育法が改正され、国や地方公共団体が生涯学習の振興に果たす役割について充実が図られました。

平成25年の中央教育審議会生涯学習分科会では、生涯学習社会の構築の中心的役割を担う社会教育行政の今後の在り方についての報告がなされました。

平成28年の中央教育審議会生涯学習分科会では、第2期教育振興基本計画が掲げる生涯学習に関係が深い成果目標について現状と課題がまとめられました。

平成30年3月中央教育審議会「第3期教育基本計画について（答申）」では、現行計画の理念を引き継ぎつつ、一人一人が豊かで安心して暮らせる社会の実現や、社会の持続的な成長・発展を目指し、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進など、令和12年以降の社会を展望した課題解決に向けた教育政策の基本的な方針を示しました。

さらに、同年6月には「第3期教育振興基本計画」が策定され、基本的な方針の1つに「生涯学び、活躍できる環境を整える」が掲げられ、その教育政策の目標として①人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、②人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、③職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、④障害者の生涯学習の推進が示されています。

第2節 県の動き

平成21年9月に設置した「千葉県の教育を元気にする有識者会議」からの提言（平成22年1月提出）を踏まえ、平成22年3月「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（千葉県教育振興基本計画）「『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』」を策定しました。

この計画では、生涯学習社会の実現のため、「県民一人一人が、その生涯にわたって、自ら学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある」とされました。

平成27年には、平成25年6月に決定された国の第2期教育振興基本計画の施策の方向性や内容との整合を図ったうえで、千葉県の第2期計画（平成27年度から令和元年度の5か年計画）として、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。「つながりや支え合いによる地域コミュニティの形成と生涯学習社会の実現」を生涯学習社会の構築のための施策として位置づけ、取り組んでいます。

第3節 四街道市の取り組み

四街道市では、平成7年に「四街道市生涯学習基本構想」を策定、平成8年には「四街道市生涯学習推進計画（第1次）」（四街道ま・な・びプラン）を策定し、趣味、教養、文化、スポーツなどを通じた学習活動の支援をはじめ、生涯各時期における学習の機会の拡充や、学習支援のネットワークの構築、生涯学習施設の整備充実、さらに生涯学習推進体制の確立に取り組みました。

平成18年に実施した「四街道市生涯学習にかかるアンケート調査」からは、団塊のサラリーマン世代が多数定年を迎え、その多くが人生の時間を有意義に活用していくための生涯学習活動を期待していることがわかりました。

また、市民と行政との協働による地域づくりや、住みよい地域を持続発展させる取り組みが推進されるようになり、きっかけとしての多様な生涯学習活動が求められるようになりました。

そこで、これらの社会情勢を踏まえ、平成21年3月に「四街道市生涯学習推進計画（第2次）」を策定しました。

次にその取り組みの状況と課題を示します。

1. 前計画の取り組みの現状と課題

平成21年3月に策定した「四街道市生涯学習推進計画（第2次）」では、より多くの市民が主体となって、互いに学びあい、ともに助け合いながら、多彩な学習活動に参加できるよう、「1. 学びの基礎を築く」「2. 自らを高め、生きがいを持つ」「3. 共助社会のきずなを深める」の3つの基本方針を掲げ、主要施策ごとに10年間で49事業を実施してきました。以下に、その取り組みの現状と課題を示します。

基本方針1. 学びの基礎を築く

主要施策1 家庭教育・子育て支援の充実

[現状]

(1) 家庭教育への支援では、家庭教育の重要性を、より多くの保護者に広めるため、市内全小中学校において子育て学習講座を展開しています。

(2) 子育て支援の充実では、子育て支援センターの開所数は、平成25年より2倍近くの11施設となっています。

(3) 子育てに関する意識啓発では、妊娠期の夫婦を対象としたパパ・ママルーム参加者の増加傾向が見られます。

(4) 食育の推進では、学校で行われる児童生徒向けの食育と、妊婦・乳幼児の保護者への栄養指導を通じた食育等が実施されています。

[課題]

家庭教育については、自主的に学ぶ機会を支援する「地域・家庭教育学級」の参加者が減少傾向にあるため、本事業の周知を徹底するとともに、気軽に申請できる方法等を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センターについては、総会員数に対する提供会員の割合が低いため、子育て中の親が集まる場において効果的な制度の周知を図る必要があります。

主要施策2 生涯学習を支える学校教育

[現状]

(1) 学校図書館の充実では、学校司書の配置や学校図書館システムの導入などの環境整備を含め、「四街道市子ども読書活動推進計画」に沿って、司書教諭を中心とする校内体制の整備や市図書館との連携強化を図り、学校図書館を活用した学習の充実を進めています。

(2) 豊かな心を育む教育の充実では、「思いやる心 強い心 自尊感情の育成」をねらいとし、市内全小中学校において「命の教育」を推進しています。

(3) 時代に即した教育の実現では、パソコンを活用した授業作りや、児童生徒の実践的な英語力の育成のため、全中学校に外国語指導助手を配置（小学校は要請に応じ派遣）するなど、教育環境の整備や、授業内容の充実を図っています。

(4) 小中学校施設開放事業では、身近なスポーツ施設として体育施設の開放を行っています。また、安全面での構造上開放可能な学校においては、社会教育活動の場として特別教室の一部を提供しています。

[課題]

学校を拠点とした生涯学習の推進のために、四街道市子ども読書活動推進計画に示している「ボランティアを活用しての読み聞かせなどを実施」等、市民に協力をいただきながら取り組む事業を推進していく必要があります。

主要施策3 家庭・学校・地域の連携

[現状]

(1) 放課後子どもプラン推進事業では、地域での居場所づくりとして放課後子ども教室を開設しています。

(2) 子どもの居場所づくり推進事業では、市内2箇所に児童センターを開設しています。また、こどもルームは、現在市内全小学校敷地内に開設しており、事業開始以来待機児童ゼロを維持しています。こどもルームの拡充や、子育て支援センターの充実を図ることで、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

(3) 青少年健全育成事業では、各関係団体が一同に介しての青少年健全育成推進大会を開催し、多くの市民の方に青少年の健全育成に関わっていただけるよう啓発を行っています。また、関係する社会教育関係団体へ事業費補助を行い、団体活動の活性化を図っています。

(4) 児童センター事業の充実では、地域の風習などを取り入れた催事や、地域活動団体及びボランティアの協力を得て、子どもたちへの体験学習を提供しています。

(5) 子どもの読書活動の推進では、「四街道市子ども読書活動推進計画」に沿って、図書館、公民館や学校、保育所(園)・幼稚園等で、「読書で拓く 子どもの未来」をスローガンとし、家庭・学校・地域それぞれにおいて取り組みがなされるよう、諸施策を推進しています。

(6) コミュニティスクール事業の推進では、平成24年度より事業名を「学校支援地域本部事業」とし、学校支援コーディネーターのもと、各学校に配置している地域コーディネーターが地域ボランティア活動を調整し、学校の実態に応じた地域ボランティアによる学校支援の体制づくりを進めています。

[課題]

子どもたちが健やかに育ち、豊かな人生を歩むための基礎づくりとして、家庭・学校・地域が連携し、今まで以上に多様な学習機会を提供する必要があります。

また、生涯にわたって学び続け、学んだ成果を生かせる仕組みづくりを構築し、地域の人材活用を図る必要があります。

基本方針 2. 自らを高め、生きがいを持つ

主要施策 1 生涯学習関連施設の確保・整備

[現状]

(1) 図書館の整備充実では、利用者からの多様な要望に対し資料を購入して提供するとともに、入手困難な資料は全国の図書館との相互協力ネットワークにより提供を行っています。平成 26 年度にはクラウド型図書館システムに更改し、また、自動貸出機を設置するなど市民に利用しやすい図書館作りを行っています。

(2) 生涯学習推進の拠点整備では、生涯学習情報・相談室の新設について設置場所及び人材の確保が困難な状況から、既存施設の有効活用を調査・検討するとともに、「まなびいガイドブック」を活用した窓口対応等、市民が気軽に相談できる環境整備を行っています。

(3) シニア憩いの里の支援では、市内 1 中学校区に 1 施設が設置されており、補助金を交付することで、施設が維持されています。利用者については、年々増加傾向にあり、高齢者の交流や生きがいづくりの拠点となっています。

(4) 福祉センターの整備では、平成 26 年度より開館日数を拡大するとともに、老人福祉センターの閉館時間を 17 時から 21 時へと拡大したことにより、より利用しやすい環境を整えました。

(5) 歴史民俗資料館の整備では、「四街道市公共施設等総合管理計画」に基づき、文化財の保護と有効な活用を推進するための施設の整備を検討しています。

(6) スポーツ・レクリエーション施設整備では、平成 25 年 4 月より、鹿放ヶ丘多目的スポーツ広場の共用を新たに開始しています。

(7) 地区集会所の整備助成では、区・自治会が集会所等を建設等する場合、事業費の 1/2（限度額 900 万円）を補助し、地区住民の活動の場の整備を行っています。

[課題]

市民がいつでも、どこでも生涯学習活動に参加できる環境を整備していくために、身近な学習の場の確保に努める必要があります。また、市の施設については、老朽化の進む施設が増えているため、適正な管理・修繕に努めるとともに、総合的な有効活用を図るファシリティマネジメントの考え方による運営管理を行う必要があります。

主要施策2 多様な学習機会の確保・充実

[現状]

(1) 生涯学習まちづくり出前講座では、職員が講師となって地域に出向き、市民との協働のまちづくりや、地域課題の解決につなげるために市の取り組みを紹介する講座を開設しています。

(2) 生涯学習生きがいつくりアシスト事業では、市民が自主的に「何かを学びたい、体験したい」と思ったときに、あらかじめ登録された市民が講師（指導者）としてアシスト（手助け）を行うことで、教える側と学ぶ側の両者にとっての生涯学習の充足が図られています。

(3) 市民大学事業の拡充では、専門課程において、愛国学園大学との共催により、市民の高度で専門的な学習要望に応えています。

(4) 市民生活・現代的課題対応の推進等のうち、

①安全・市民生活に関する学習の推進では、安心して暮らすための知識の習得のため、防犯・防災・交通安全・消費生活についての学習の機会を提供しており、子どもから高齢者の方まで、多くの市民が参加しています。

②環境に関する学習の推進では、持続可能な社会を構築していくために、環境に配慮した生活方法等に関する啓発や、市民団体との協働により環境学習を提供する事業に取り組んでいます。

③健康づくりに関する学習の推進では、中学1年生を対象に生活習慣病予防検診を行っています。また、市民向けに、生活習慣の改善及び健康意識の向上のため、健康教育・健康相談を実施しています。さらに、市内全小中学校において、「弁当の日」を実施し、食に対する関心を高める学習を推進しています。

④高齢社会に対応した学習の推進では、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対し活動費の一部を補助し、高齢者の生きがいつくりや健康増進を図っています。また、高齢者の就労支援を推進するため、シルバー人材センターに対して運営費の一部を補助し、安定した運営を支援しています。各公民館では、高齢者大学を開催し、講義や体験学習などの学習を通じ、生きがいつくり、仲間づくりや健康づくりが進められています。

⑤障害のある人の社会参加の促進では、福祉カーの貸出や福祉タクシー券の交付、介助者がサポートする同行援護等のサービスを提供し、障害のある人の外出や社会参加の機会を促進しています。また、四街道ガス灯ロードレース大会や四街道市芸術文化振興助成金を活用した事業において多くの市民が活躍しています。

⑥国際化・人権に関する学習の推進では、国際化に対応するため、国際交流活動団体の協力を得て、市民の異文化理解や国際交流の機会を提供するとともに、在住外国人の生活支援を行っています。学校へは、語学指導員を派遣し、外国人の児童生徒にとって学びやすい環境の整備に努めています。人権に関する学

習の推進のため、「四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会」による講座や広報の発行、「みんなで人権を考える会」の協力による、社会人権教育講演会等が実施され、市民活動団体との協働で人権学習の推進に努めています。公民館講座では、男女共同参画の視点から、親子対象の料理教室や工作教室を開催し、男性の家事育児に参加するきっかけづくりを支援しています。さらに学校教育では、「命の教育」を推進し、児童生徒の「思いやる心」の育成や、男女共同参画の視点を取り入れた授業を発達段階に応じて実施し、人権尊重を学んでいます。

(5) スポーツ・レクリエーションの推進では、各種スポーツ教室を開催し、子どもたちにはさまざまなスポーツ体験の場を、成人にはスポーツ活動への参加の促進、健康づくりや仲間づくりの場を提供しています。

(6) 高等教育機関との連携では、近隣大学の公開講座情報を公共施設にて周知するほか、学習環境の整った大学施設での講座を開設しています。

(7) 公民館事業の充実では、市内3公民館相互の連携を図りながら、各種講座の企画・運営を行っています。

[課題]

生涯学習まちづくり出前講座については、必要に応じて紹介できる団体職員や官公庁、企業等の連携が未着手の状況となっています。

生涯学習生きがいづくりアシスト事業については、講師登録者の高齢化による減少と利用者数が少ないことが課題となっています。

市民大学事業の拡充については、内容によって参加者の増減が見られるため、愛国学園大学と講座内容の拡充について検討していく必要があります。

市民生活・現代的課題対応の推進等については、現状の取り組みで列挙した次の分野において課題があげられています。

①安全・市民生活に関する学習の推進では、関係機関との連携のものと、防犯・防災知識の普及・啓発の取り組みを継続していくことが重要となっています。

③健康づくりに関する学習の推進では、健康づくりに取り組む余裕のない市民に対しての働きかけが必要となっています。

⑤障害のある人の社会参加の促進では、障害のある人が参加できる場を拡充するために、広く関係する部署と連携し、イベント情報等の提供を積極的に行っていく必要があります。

スポーツ・レクリエーションの推進については、誰もが参加できる体育の日の事業において、より多くの市民が参加できるようにするために会場やプログラム内容を検討していく必要があります。

公民館事業の充実については、市民の多様化・高度化した学習ニーズに対応できるよう、高等教育機関等との連携により学習内容の充実を図るとともに、市民自身による主体的な学習活動の展開に向けた支援をする必要があります。

主要施策3 生涯学習情報の提供・相談体制の充実

[現状]

(1)「まなびいガイドブック」の発行では、平成27年より市ホームページへの掲載と冊子の発行を併用しています。市が行う各種事業や、生涯学習関連施設・団体情報などの情報を掲載し、市民の学習活動を支援しています。

(2)生涯学習情報提供システムの活用では、市政だよりに掲載するイベントや生涯学習関連事業を市ホームページに掲載し、最新の情報を市民に提供しています。

(3)生涯学習推進員の配置については、現状において配置は行っておりませんが、類似の活動として、ボランティア関係では「市ボランティアセンターコーディネーター」が、市民活動では「みんなで地域づくりセンターコーディネーター」が、それぞれ個人・団体間の連絡調整、相談業務を行っています。ほかにも、教育委員会では、学校地域支援本部事業や放課後子ども教室推進事業において、各学校に個人・団体の教育支援活動の連絡調整、活動の企画等を担うコーディネーターを委嘱し、配置しています。

[課題]

生涯学習情報提供システムの活用については、周知に留まっている千葉県生涯学習情報提供システムへのイベントの掲載・講師登録など、積極的にシステムの活用を行い、市民の生涯学習活動の領域を広げる取り組みを推進する必要があります。また、市や関係機関、団体、自主サークルが行っている生涯学習関連事業や各種の講座、イベント、施設等について、関連情報の把握と集約化、分かりやすい情報提供に努める必要があります。さらに、情報提供の在り方として、障害のある人のために生涯学習情報の提供方法を工夫する必要性があります。

基本方針3. 共助社会のきずなを深める

主要施策1 ボランティア人材の育成・活用

[現状]

(1) ジュニアリーダーの養成では、公民館から市子ども会育成連合会へ事業を移管し、小学生、中学生を対象とした講習会を開催することで、リーダーの育成に努めています。また、学習成果を生かすため、青少年活動や地域行事等に指導者の一員として参加する機会の提供にも取り組んでいます。

(2) 生涯学習生きがいづくりアシスト事業では、登録者の協力のもと、アシスト内容を紹介する1日体験講座を開催し、事業の普及に努めています。

(3) 地域づくりリーダーの養成では、みんなで地域づくりセンターにおいて、自治会情報交換会を開催し、地域づくりの主体となる団体の情報交換・意見交換の場を提供しています。また、市民団体の立ち上げ支援を継続的に行っていく等、地域づくりのための学びの場の提供と、まちづくりを担う人材の育成にも取り組んでいます。

(4) 環境・共生のまちづくりリーダーの養成では、環境問題に取り組む市民活動団体と協働で出前講座等を実施することによって、経験や能力を有する人材の活用を図り、学習活動におけるリーダーの育成に努めています。

(5) ボランティアセンター事業の支援では、社会福祉協議会としてボランティア情報紙を発行するとともに、ボランティア育成のための各種講座を行っています。

[課題]

学びを支える人材の活用として、知識や経験を地域活動に生かす場を積極的に設け、市民が活躍できるよう支援していくことが必要です。また、各事業において、互いに学びあう「機運の醸成」と、さらなる学びを深める「知の循環」を創出する必要があります。

主要施策2 地域コミュニティ活動の推進

[現状]

(1) 学びあい、支えあい地域活性化推進事業では、補助金を活用し、地域住民の支援によって、乳幼児をもつ保護者に家庭教育の重要性を学ぶ機会を提供しました。事業の参加者が、地域で行っている子育て支援事業の情報を積極的に収集し、自発的に参加するようになるなど、一定の成果を得ることができました。

(2) 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業では、誰もが気軽にスポーツに親しむため、総合型スポーツクラブ四街道SSCに会員登録し、定期プログラムを受講しています。

(3) 市民交流事業の推進では、それぞれのイベントが、多くの市民の協力を得て実施されており、市民がふるさと意識を共有することができています。

(4) 国際交流推進事業では、平成23年7月に四街道市国際交流協会が設立され、市民団体による国際交流・在住外国人の支援が行われています。

(5) 自主サークル・団体活動への支援では、小中学校の開放や、公民館の管理運営を通じて、生涯学習に関する様々な活動の支援を行っています。公民館は、平成26年度より市内全館に指定管理者制度を導入し、民間事業者による新たな視点や専門的ノウハウを活用しています。

(6) 市民参加・市民協働推進事業では、平成22年度にみんなで地域づくりセンターを設置しました。コーディネーターを配置し、地域で活動する主体同士の連携を深め、地域課題解決や団体の活性化、リーダー養成等市民活動を行う方や団体のための支援をしています。

[課題]

学びあい、支えあい地域活性化推進事業については、事業の趣旨を継承した、「地域・家庭教育学級事業」において、家庭教育を自発的に開催する保護者等を支援し、減少傾向にある学級数の増加を図ります。

総合型地域スポーツクラブ育成支援事業については、総合型スポーツクラブ四街道SSCの活動が安定して行われるよう、活動場所の提供とともに、市政だより等で会員募集の情報を発信するなど、減少傾向にある会員数の増員に取り組む必要があります。

市民交流事業では、「四街道ふるさとまつり」・「ガス灯ロードレース大会」において、参加人数の減少傾向と運営経費の負担増が課題となっています。

主要施策3 地域文化の創造・振興

[現状]

(1) 芸術文化の振興においては、四街道市民文化祭実行委員会等により市民文化祭を企画・運営し、市民が芸術文化活動に参加する機会を設けています。また、市民団体が実施する芸術文化活動の後援等を行うとともに、市民ギャラリーや展示ブースの活用により、市民の作品等の展示発表の場を提供し、芸術文化活動の向上を図っています。

(2) 地域文化の保存・活用のうち、

①伝統文化の保存・継承では、無形文化財の保存や後継者の育成を図るために、補助金交付による支援を行っています。

②文化遺産の保全・活用では、歴史民俗資料室において収蔵している文化財を活用し、資料を一般に公開しています。また、市史については、市史編さん基本方針及び刊行計画に基づき、研究誌等を発行しています。

[課題]

芸術文化の振興を図るためには、市民の主体的な芸術活動を支援するとともに、市民文化祭の開催等を通して、芸術文化団体への支援と育成を行い、芸術活動の活性化に努める必要があります。また、文化財の有効活用を図るためには、文化財の調査・保護を進めるとともに、学習資源としての活用を図る必要があります。

3. 推進体制の変遷

本市では、平成6年4月に教育委員会社会教育課内に生涯学習推進室を専任の組織として設置し、7月に生涯学習推進本部、10月には生涯学習推進協議会を発足し、生涯学習を推進していく基本的な体制を整備しました。生涯学習推進室は、平成9年に総務部総務課、平成14年に教育部教育総務課、平成19年に教育部社会教育課に移管され、生涯学習事業と社会教育事業の整理・融合化を進めています。

四街道市生涯学習推進協議会は、平成21年3月に生涯学習推進計画（第2次）の策定が完了し、平成24年度に今後のあり方を検討した結果、当初の目的を達成したことから廃止となりました。

平成30年4月、生涯学習推進計画（第3次）を策定するに当たり、生涯学習に精通している市民からの意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市生涯学習審議会を設置し、現在に至っています。

《※②参考資料：別紙「四街道市生涯学習審議会条例」》

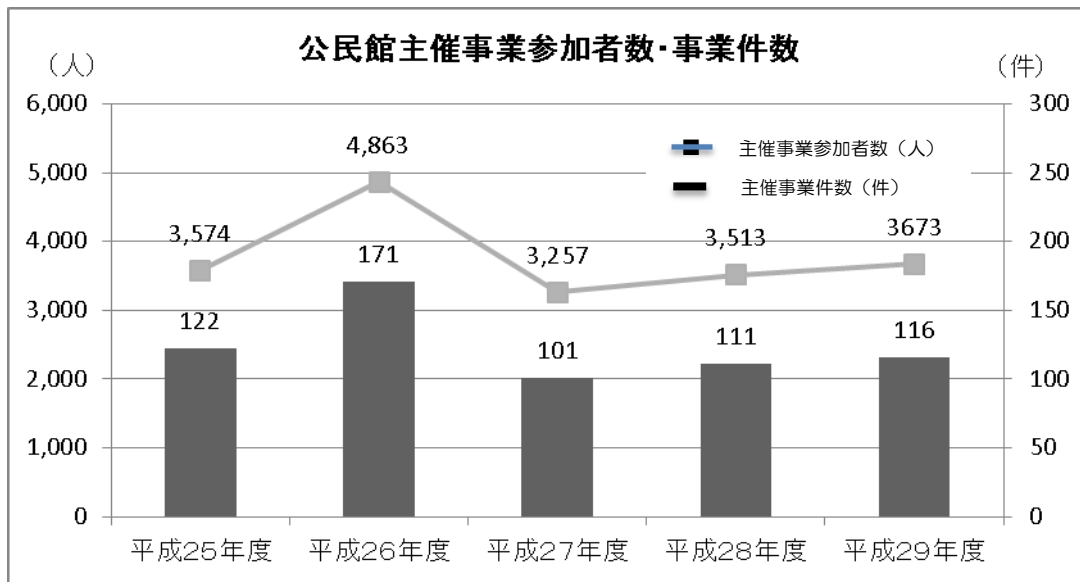
4. 生涯学習関連施設の利用状況

(1) 公民館利用状況

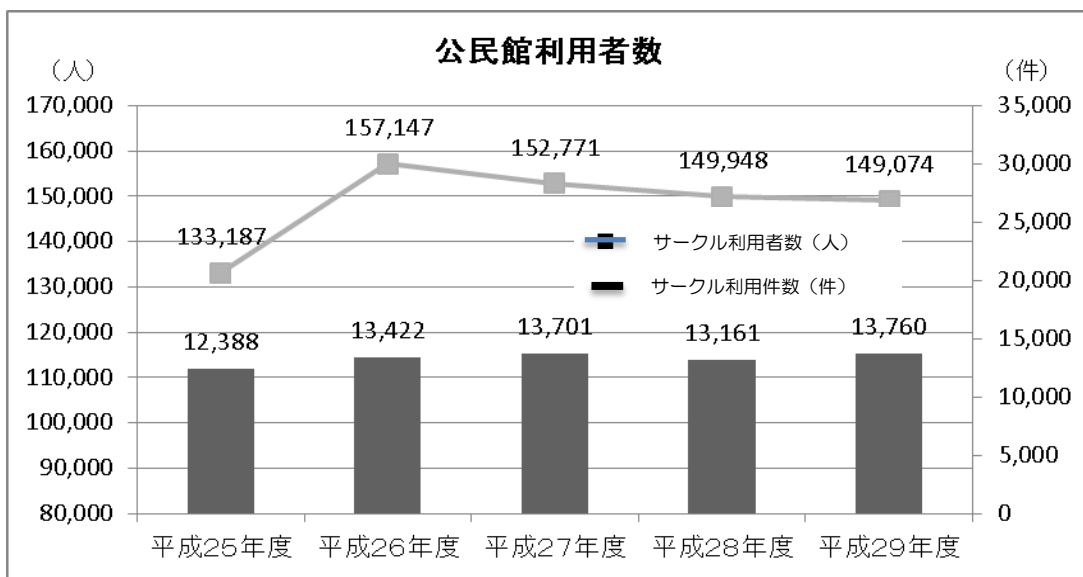
公民館主催事業については、平成 26 年度に開催した健康維持に関する講座が好評であったため、参加者数・事業件数が突出して多いほかは、ほぼ横ばい状態となっています。

公民館利用者数については、平成 25 年度に施設改修工事による四街道公民館の閉館期間があったため減少したほかは、ほぼ横ばい状態となっています。

(1-1) 公民館主催事業参加者数・事業件数



(1-2) 公民館利用者数

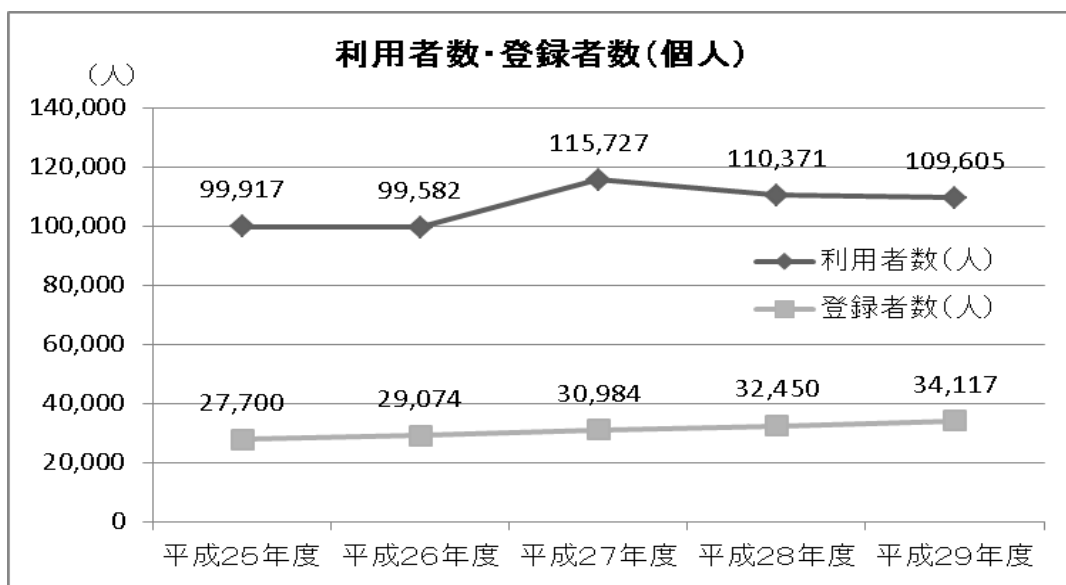


(2) 図書館の利用状況

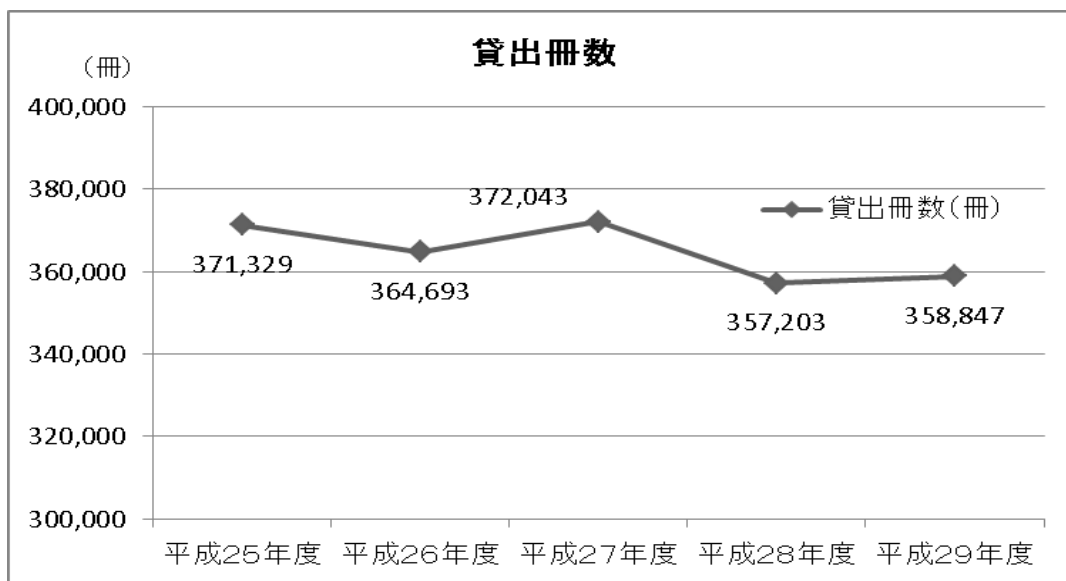
図書館では、平成 27 年3月に電算システムを更改、新システムを導入しました。図書館ホームページの刷新や、自動貸出機の導入などのサービスも始まり、利用者数が伸びています。

貸出冊数については、平成 27 年度の利用者数とともに増加しましたが、その後は、ほぼ横ばい状態です。

(2-1) 図書館利用者数・登録者数(個人)



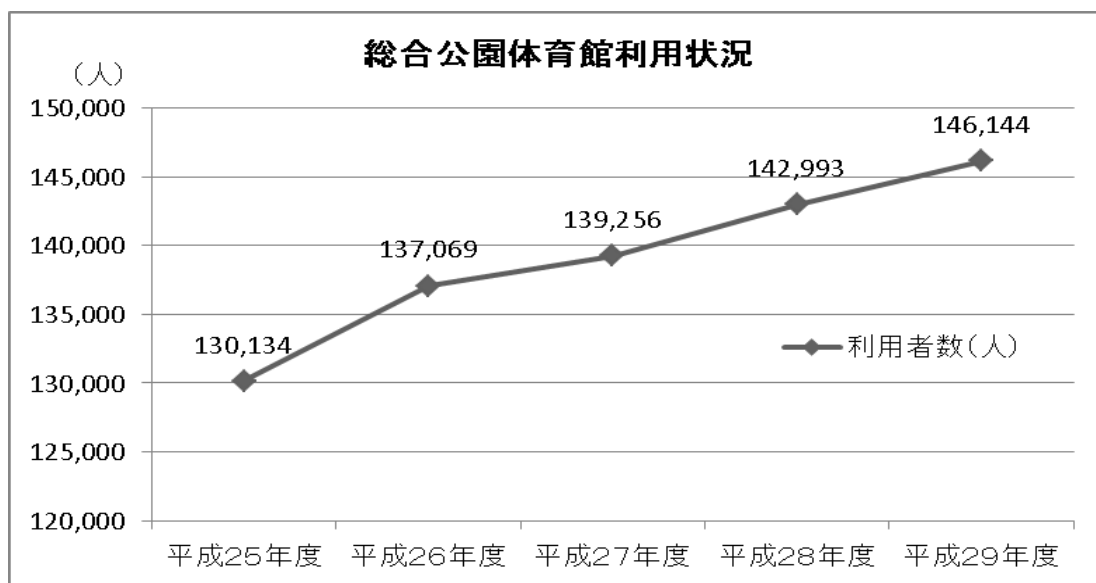
(2-2) 図書館貸出冊数



資料：図書館

(3) 総合公園体育館利用状況

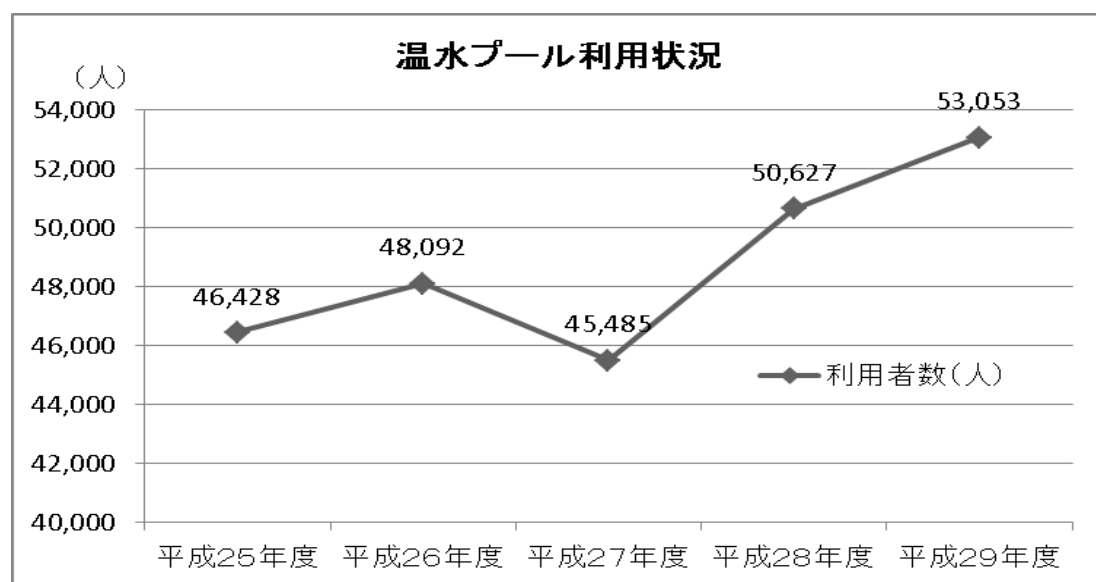
総合公園体育館の利用者数は、昨今の健康志向の影響もあり、トレーニングルームの利用者数が増加傾向にあります。



資料：スポーツ振興課

(4) 温水プール利用状況

温水プールの利用者数は、平成 27 年度に天井修繕工事による閉館期間があったため減少しましたが、増加傾向にあります。

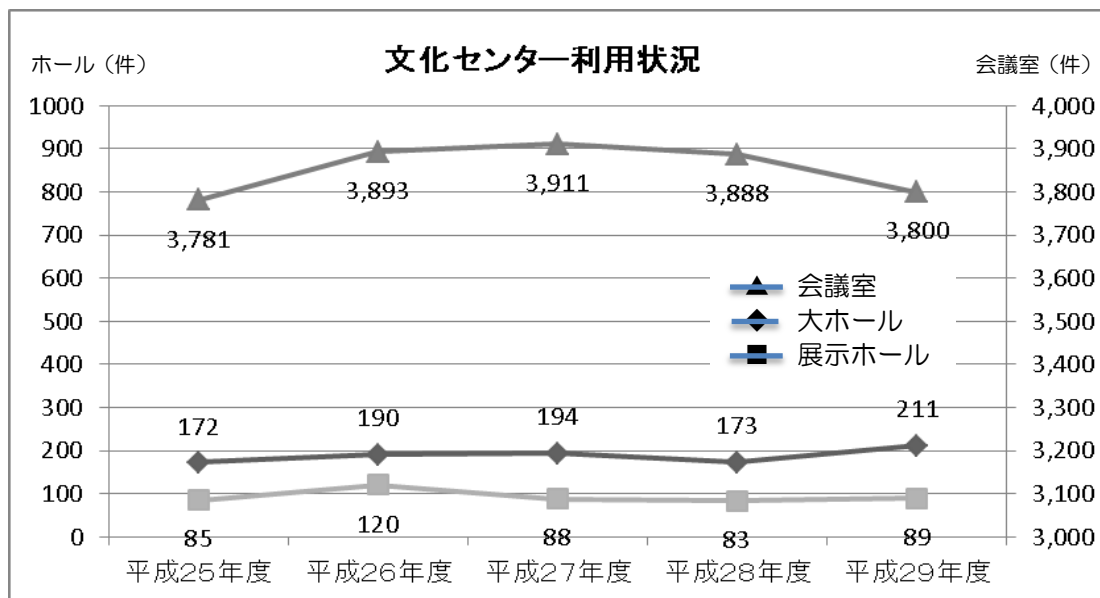


資料：スポーツ振興課

(5) 文化センターの利用状況

文化センター会議室の利用件数は、平成 27 年度をピークに緩やかに減少傾向となっています。逆に、大ホールの利用件数が微増となっています。

展示ホールについては、平成 26 年度に大きなイベントが開催されたため増加しましたが、そのほかの年度は横ばい状態です。



資料：管財課

第3章 生涯学習推進のための視点

四街道市生涯学習推進計画（第2次）の進捗状況調査の結果を受けた四街道市生涯学習審議会より、社会状況の変化に対応すべき生涯学習事業の内容について様々な意見が出されました。そこで市では、生涯学習を推進するうえでの課題を整理し、国の第3期教育振興基本計画で推進すべき施策の重点事項等に照らし合わせ、「生涯学習推進のための視点」として次の5つをまとめました。これらの視点について分野別推進事業の関連付けを行い、生涯学習事業に課題意識を持って推進していく方向性を導き出しました。

（1）現役世代の生涯学習に対する配慮

「現役世代」は、仕事や子育てなどのさまざまな事情により、学習活動をしづらい状況にあります。市民意識調査の結果でも、不満度は20歳代以下が最も高くなっており、次いで30歳代、40歳代の割合が多い現状となっています。学習活動に取り組めない理由として「仕事や学業などで忙しく時間がないから」という回答が最も多くなっています。

そのため、現役世代が忙しい中でも学ぶことができるよう、講座などの実施にあたっては、ニーズに合ったテーマ、参加しやすい時間と場所、インターネットを活用した講座・周知などに取り組みます。

[該当する主な事業]

- ・生涯学習推進事業 等

（2）高齢者の力を活かす

平成31年2月時点で、市内の65歳以上の人口の割合は29.1%（外国人を含む28.4%）となっています。少子高齢社会が急速に進展する現在、地域活動の担い手の中心となっているのは、高齢者世代です。「地域の中で活動したい」、「自分の持っている知識・技能を活かしたい」と望む高齢者がいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、生涯学習への動機づけや、趣味・教養講座・健康づくり・仲間づくり事業の提供のほか、ボランティアの育成、学んだ成果を発揮できる場と機会の提供に取り組みます。

[該当する主な事業]

- ・シルバー人材センター支援事業
- ・社会福祉協議会支援事業 等

(3) 持続可能な学習形態の推進

生涯学習の推進においては、一人ひとりの自由な学習活動を通じて、その学習成果を地域に還元することが重要となります。

また、学習者同士の交流を促すことにより、新たな学びのつながりができ、一人一人の学習の広がりや深みが増すという「学びのサイクル」の実現は、生涯学習に取り組む市民の充足感を増やすことにもつながります。

このサイクルを市全体に広げていくために、全ての市民が持続可能な生涯学習活動を行えるよう、学びのサイクルをつくる事業に取り組みます。

[該当する主な事業]

- ・コラボ四街道事業
- ・市民大学講座事業 等

(4) 障害者の多様な学習活動の推進

平成 26 年 2 月の「障害者の権利に関する条約」（障害者の生涯学習の確保を規定）の批准や、平成 29 年 4 月の「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」のほか、障害者の生涯を通じた学習活動の充実に関する閣議決定等を踏まえ、障害者が生涯にわたり、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう支援することが重要です。

このため、障害者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動を支援する取り組みを推進する体制を確立し、関係部署が連携しながら、教育やスポーツ、文化の施策全体にわたって一体的に推進する事業に取り組みます。

[該当する主な事業]

- ・芸術文化団体支援事業
- ・ガス灯ロードレース大会事業 等

(5) 家庭教育支援体制の充実

核家族化や少子化等の家庭環境の変化は、子どもたちの成長に大きな影響を与え、社会問題を引き起こしています。このような状況下において、家庭における保護者の果たすべき役割が大きく取り上げられ、家庭教育の充実が望まれています。

子育てに不安を持つ人や、子育てに自信のない人のために、家庭教育に関わる悩みを話し合ったり、相談したりすることのできる場の設定や、家庭教育の充実を図るために、家庭教育に関する指導・助言のできる支援者層の拡充と活動の場の設定等に積極的に取り組みます。

[該当する主な事業]

- ・子育て学習事業 等

第4章 生涯学習推進計画（第3次）の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

生涯学習推進計画（第2次）では「学びたい」を実現しようとする市民を支援するとともに、一人一人が持つスキルや学習成果を還元するなど、お互いに学び、助け合うことで、自らも輝ける、生きがいを持って取り組むことができる生涯学習社会を目指すために、「学びあいで輝く生涯学習社会づくり－互学協働のまち－」を基本理念として、生涯学習に関する事業を実施してきました。

これは、国や県等の動向を鑑みても、目指す方向は同じものとなっています。

また、生涯学習推進計画（第2次）の計画に掲載されている事業については、拡充され実施されている事業や、内容を精査しスリム化を図った事業はありますが、概ね継続しています。

このことから、現在の事業の定着や更なる発展のために、生涯学習推進計画（第3次）についても、引き続き生涯学習推進計画（第2次）の理念を踏襲し、

「学びあいで輝く生涯学習社会づくり － 互学協働のまち －」

を基本理念とします。

第2節 計画の基本方針

生涯学習推進計画（第2次）では、「学びの基礎を築く」、「自らを高め、生きがいを持つ」、「共助社会のきずなを深める」という3つの基本方針を掲げていました。

基本理念を踏襲・継続する、生涯学習推進計画（第3次）においても基本方針を継続しますが、さまざまな年代の方々が自ら学び、更には「地域づくり」から「まちづくり」への展開を図れる基本方針としました。

生涯学習推進計画（第2次）の「学びの基礎を築く」では青少年の家庭教育・学校教育を主眼としていたものを、生涯学習推進計画（第3次）では、学校から離れた社会人においても、いつでも学べる生涯学習を目指すために、「学びの基礎づくり」と「学びのきっかけづくり」とし、生涯学習に取り組みやすい名称に改め、細分化しました。

さらに、生涯学習推進計画（第2次）の「共助社会のきずなを深める」、「自らを高め、生きがいを持つ」を、生涯学習推進計画（第3次）では、「学びが

つなげる地域づくり」、「学びを支えるまちづくり」にそれぞれ名称を改めました。

これらの基本方針は、国の第3期教育振興基本計画の教育施策の重点事項において示された、「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念にも沿う形となっています。

1. 学びの基礎づくり

家庭教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点であるため、家庭教育の推進とともに、親子で充実した時間を過ごせるよう子育て支援の充実を図ります。

また、健康への意識を学びの出発点として捉え、ライフステージにあわせた健康維持・増進が図れる学習の機会を提供します。

2. 学びのきっかけづくり

生涯学習を始めたい市民、学習をより深めたい市民へ、講座、サークル活動、生涯学習関連施設などの情報をわかりやすく提供するとともに、多様な学習ニーズへの対応や相談体制の整備に取り組みます。

3. 学びがつなげる地域づくり

学びが安全・安心な市民生活に生かされるよう、市民生活・現代的課題対応の推進を目的とした学習機会の提供や啓発活動の推進を図ります。

また、市民の学習成果やスキルを地域活動や社会活動に生かす機会の充実を図るとともに、市内で生涯学習活動を行っている団体や、教育・福祉・市民活動等、地域の活性化のために活動する団体を支援することで、生涯学習による効果的な地域づくりの推進を図ります。

4. 学びを支えるまちづくり

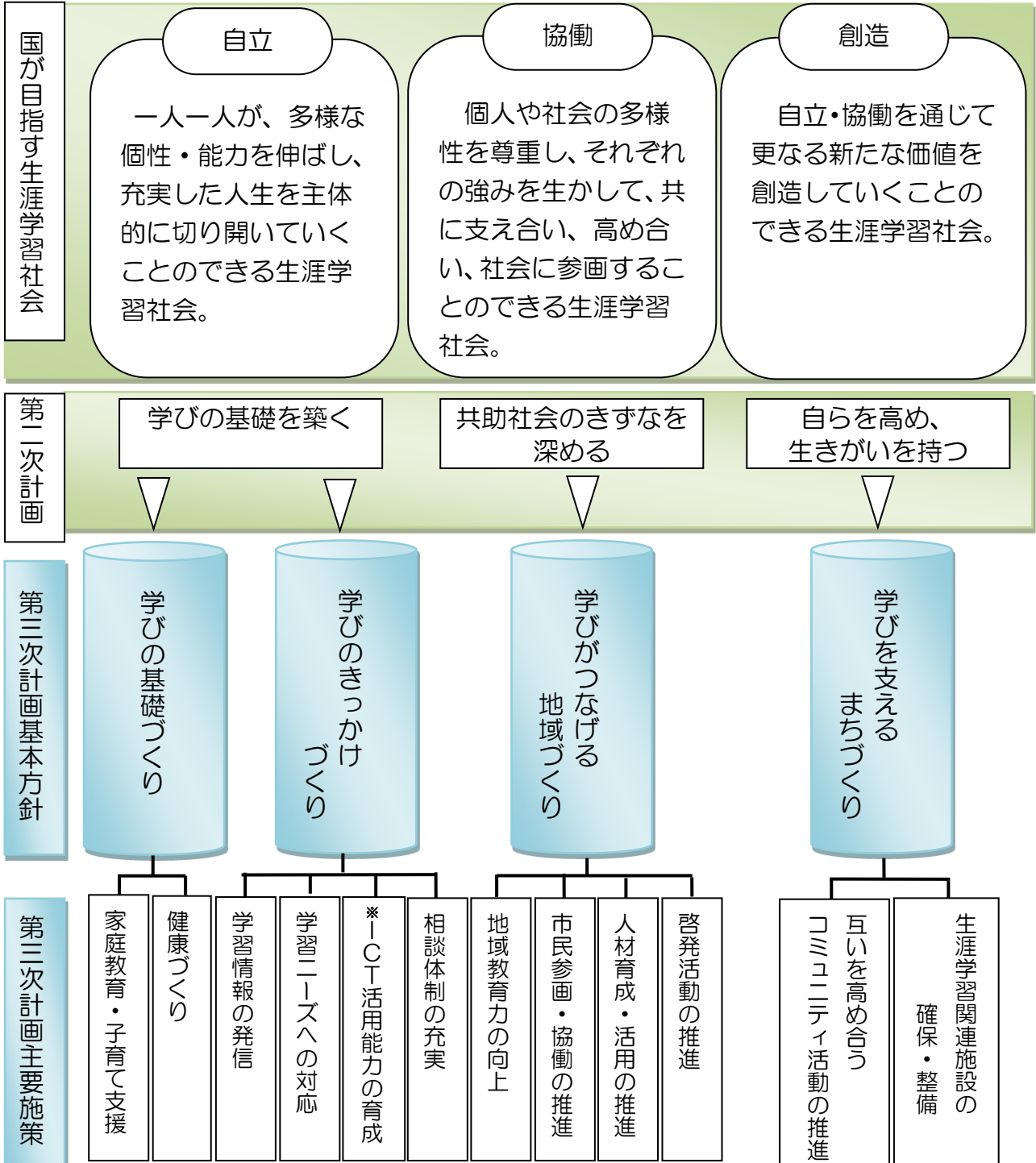
ボランティア、市民団体、NPO※法人、企業等と市が連携・協力して各種のまつりやロードレース大会等の行事を開催することで、市全体で市民の学びの成果を発表し、共有できるまちづくりを推進します。

また、生涯学習の活動場所である公共施設等の確保・整備に努め、生涯学習を継続的に取り組める環境を確保します。

※NPOとは… Non Profit Organization またはNot for profit organization の略。
営利を目的としない民間非営利組織。

生涯学習推進計画（第3次）概要

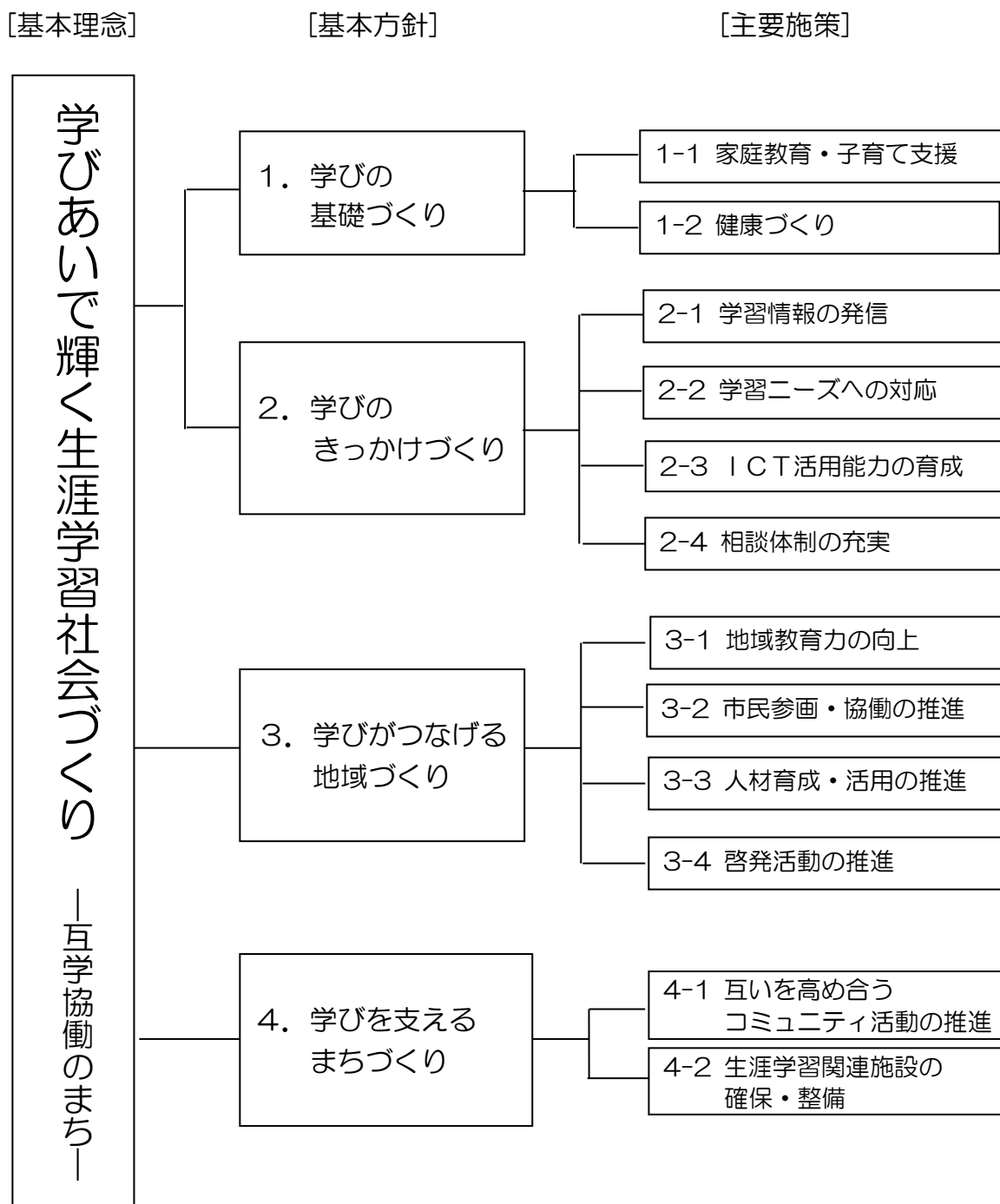
学びあいで輝く生涯学習社会づくり — 互学協働のまち —



※ICTとは…Information and Communication Technologyの略。
情報・通信に関する技術の総称。

第3節 施策の体系図

本計画においては、基本理念及び基本方針をふまえ、次のように施策の体系を定めます。



第5章 分野別推進事業

生涯学習推進の視点一覧（第3章参照）

①	現役世代の生涯学習に対する配慮
②	高齢者の力を活かす
③	持続可能な学習形態の推進
④	障害者の多様な学習活動の推進
⑤	家庭教育支援体制の充実

第1節 基本方針1 学びの基礎づくり

【主要施策 1-1 家庭教育・子育て支援】

1. 施策の方向性

家庭教育に対する理解や関心を深める事業を推進するとともに、家庭の教育機能を高めるため、子育てを通じて親子がともに学ぶ機会の充実、親同士がコミュニケーションを活発に行うための機会の充実に努めます。

2. 施策の展開

生涯にわたる人間形成の上で重要な乳幼児時期に、親子遊びや本の読み聞かせなど、からだと心の成長を育む学習機会の充実を図ります。

また、親が子育てに関する知識や技能を修得できる学習の場を提供し、安心して子育てができるよう親の学習支援に取り組みます。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
中央保育所保育運営事業	地域における子育て支援と交流の場を提供します。	保育課	①③⑤
千代田保育所保育運営事業			①③⑤
母子保健事業	妊娠中から夫婦で子育てに関する知識や技術を習得できる場を提供します。	健康増進課	⑤
農産物生産等支援育成事業	親子で食物について考える機会を提供します。	産業振興課	⑤

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
子育て学習事業	家庭・学校・地域の連携で、家庭教育を推進します。	社会教育課	①②③⑤
読書学習推進事業	子どもたちが読書に親しむ機会を提供します。	図書館	⑤

【主要施策 1-2 健康づくり】

1. 施策の方向性

ライフステージにあわせた健康づくりの推進や、生涯にわたり健康について学ぶ機会の提供に努めます。

2. 施策の展開

ライフステージの各時期における健康に関する情報を発信し、健康意識向上を図ります。また、生活習慣病の予防、健康維持・増進が図れる学習の機会を提供します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
一般介護予防事業	介護予防を目的とした講習会を開催します。	高齢者支援課	③
健康よつかいどう 21 プラン推進事業	健康よつかいどう 21 プランに基づく健康づくりのための各種啓発活動や事業を実施します。	健康増進課	①⑤
成人保健事業			①⑤
公民館管理運営事業	健康づくりに関する学習の機会を提供します。	社会教育課	②③⑤

第2節 基本方針2 学びのきっかけづくり

【主要施策2-1 学習情報の発信】

1. 施策の方向性

市民の学習活動を支援するためには、いつ、どこで、どのような学習活動が行われているのかについての情報提供が不可欠です。生涯学習関連事業や各種の講座、イベント、施設等について、関連情報の把握と集約化を図り、わかりやすい情報提供に努めます。

2. 施策の展開

市や関係機関、団体、自主サークルが行っている生涯学習関連事業や各種の講座、イベント、施設等について、関連情報の把握と集約化を図り、わかりやすい情報提供に努めるほか、高齢者や障害者の方のための生涯学習情報の提供にも積極的に取り組みます。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
国際交流事業	国際交流協会の活動を市政だよりや市ホームページで取り上げ、広く周知します。	シティセールス推進課	①③
みんなで地域づくりセンター運営事業	みんなで地域づくりセンター情報誌を発行します。		①③
社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会の情報紙の発行を支援します。	福祉政策課	②③
公民館管理運営事業	公民館だよりを発行します。	社会教育課	②③⑤
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した生涯学習情報の提供をします。 ・生涯学習を推進するために、ガイドブックを発行します。 		①②③④⑤

【主要施策2-2 学習ニーズへの対応】

1. 施策の方向性

社会変化に伴って生じてくる様々な市民生活上の課題について、意識啓発や

課題解決のための学習機会を提供します。さらに、市民との協働、関係機関との連携を図りながら、市民による主体的な学習活動を推進します。

2. 施策の展開

市民のニーズを生かした生涯学習を推進するために、市民主体の学習活動を展開し、市民と協働で行う事業に取り組みます。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
みんなで地域づくりセンター運営事業	地域の課題を解決するための講座を実施します。	シティセールス推進課	①③
社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会と連携してボランティア活動者を増やすための講座やイベントを実施します。	福祉政策課	②③
公民館管理運営事業	市民が求めるニーズに沿った講座を実施します。	社会教育課	②③⑤
文化財保護管理事業	文化財の調査・保護を行い、活用を図ります。		①②③
市史編さん事業	資料調査及び収集整理や古文書の整理保存を行い、活用を図ります。		①③
生涯学習推進事業	・ 市政について知識を深めるための生涯学習まちづくり出前講座を実施します。 ・ 学びたい市民と教えたい市民をつなぐための生きがいづくりアシスト事業を実施します。		①②③④⑤
市民大学講座事業	まちづくりの見識を深めるための市民大学講座を実施します。		①②③④⑤
小中学校施設開放事業	小中学校施設の一部を開放し、文化・スポーツ活動の活性化を図ります。	スポーツ振興課	①②③
スポーツ普及促進事業	スポーツを盛んにするための大会・イベント等を実施します。		①③

【主要施策2-3 ICT活用能力の育成】

1. 施策の方向性

個々の目的に応じた情報活用能力の向上を図るため、高等教育機関等と連携

した学習を行う機会の提供に努めます。

2. 施策の展開

急速な技術革新による生活や社会の変化に対応するため、高等教育機関等との連携により、専門知識を習得する機会を提供します。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
公民館管理運営事業	高等教育機関と連携し、高度な知識・技術の習得を目的とする講座を実施します。	社会教育課	①②③④⑤
市民大学講座事業			①②③④⑤

【主要施策2-4 相談体制の充実】

1. 施策の方向性

全庁的に窓口サービスの一環として市民の簡易な生涯学習相談に応じるほか、専門的な生涯学習に関する相談業務については、市民活動やボランティア活動については、コーディネーターを通じて相談に応じることで、市民が気軽に相談できる環境の充実に努めます。

2. 施策の展開

「まなびいガイドブック」を全庁的に窓口配備し、市民の簡易な学習相談に応じるほか、ボランティアセンターやみんなで地域づくりセンターにおいては、専門職員やコーディネーターが市民からの相談に応じ、解決に向けたアドバイスを行うことにより、生涯学習の取り組みを積極的に支援します。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
みんなで地域づくりセンター運営事業	地域づくりに関する学習についての相談に対応します。	シティセールス推進課	①③
社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会と連携してボランティア活動に関する相談日を設け対応します。	福祉政策課	②③
子育て相談支援事業	子育てコンシェルジュが子育てに関する相談に対応します。	保育課	①⑤

第3節 基本方針3 学びがつなげる地域づくり

【主要施策3-1 地域教育力の向上】

1. 施策の方向性

保護者や地域、高齢者、社会教育関係団体、NPO法人などの参画により、地域が一体となって、子どものための学習・体験活動を充実させ、青少年の健全育成に努めます。また、各種講座や交流事業を通じて現代的・地域的な課題に対する市民の関心を喚起し、地域全体の学習意欲の向上に努めます。

2. 施策の展開

地域ぐるみで子どもたちの健全育成を推進するため、生涯学習活動の一環として、子どもの居場所づくりや体験活動に携わる市民を育て、積極的に人材の活用を図るため、コーディネーターの配置等に取り組みます。また、地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上のため、日常生活や現代的課題を題材とした学習の機会を提供します。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
地域災害対策事業	市防災訓練や区・自治会主催の防災訓練のほか、出前講座や母子手帳の交付と併せて防災ハンドブックを配布する等、市民防災への意識の高揚を図ります。	危機管理室	③
男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する講座・イベント等の実施を支援します。	政策推進課	①
国際交流事業	姉妹都市リバモア市との中学生を対象とした交換留学を実施します。	シティセールス推進課	①③
防犯対策事業	防犯講習会を開催し、防犯意識の高揚を図ります。	自治振興課	③
交通安全対策事業	幅広い世代に向けた交通安全教育の推進を図ります。		③
児童センター運営委託事業	地域で活動するボランティア団体・市民活動団体等の協力を得て、児童センターの運営に取り組みます。	子育て支援課	⑤
消費者教育推進事業	消費生活に関する意識の高揚を図るため、講座を実施します。	産業振興課	①③

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
学校支援活動事業	コーディネーターを配置し、地域人材を活用した学校支援に取り組みます。	指導課	①②③
人権教育事業	市民団体の協力を得て、人権に関する講座を実施します。	社会教育課	①③④
放課後子ども教室推進事業	コーディネーターを配置し、地域人材を活用した放課後の子どもたちの居場所づくりに取り組みます。		①②③⑤
公民館管理運営事業	高齢社会に対応した講座を実施します。		②③⑤
青少年体験活動事業	青少年の健全育成を推進するため、市民団体等の協力を得て、体験活動を実施します。	スポーツ振興課	⑤

【主要施策3-2 市民参画・協働の推進】

1. 施策の方向性

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、学習機会を得られ、社会参画ができるよう取り組みます。また、地域課題等の解決に向けて、市民が主体的に関わることができる学習の充実と、市民参画・協働の機会の提供に努めます。

2. 施策の展開

高齢者や、外国人や障害のある人などが、地域で孤立することなく地域社会の一員として活躍できるような社会参加・交流を推進します。また、学んだ成果をそれぞれの地域で発揮できるよう、市と協働する市民団体の育成と支援に取り組み、市民団体の持つ力をさらに生かした連携・協働による生涯学習の仕組みづくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
国際交流事業	国際交流協会と協力し、短期留学事業の継続を図ります。	シティセールス推進課	①③
コラボ四街道事業	市民団体が提案した地域の魅力を創出する事業を支援します。		②⑤

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
シニアクラブ支援事業	クラブ活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや健康増進を図ります。	福祉政策課	②
シルバー人材センター支援事業	高齢者の就労機会を提供するため、センターの運営を補助します。	福祉政策課	②
社会福祉協議会支援事業	ボランティアの機会を提供するため、センターの運営を補助します。	福祉政策課	②③
高齢者在宅生活支援事業	福祉タクシー利用券によるタクシー利用料の助成事業を通じて、高齢者の社会参加を促進します。	高齢者支援課	②
障害者自立支援給付事業	介助者が外出をサポートする同行援護、行動援護、移動援護を提供し、障害のある人の社会参加を促進します。	障害者支援課	④
地域生活支援事業			④
障害福祉推進事業			④
在宅生活支援事業			④
意思疎通支援事業			④
市民芸術公演事業	市民団体と共催により展示会等を実施し、文化活動を活性化します。	社会教育課	①②③④
芸術文化活動支援事業	市民ギャラリー等を利用し、市民団体主体の芸術文化活動を活性化します。		①②③④
文化財保護管理事業	地域の文化財の保存に取り組みます。		①②③
市史編さん事業	歴史資料の収集・整理を行い、目録集や研究誌を発行します。		①③
市民大学講座事業	市民大学講座修了者による運営委員会を組織し、講座の企画・運営を行います。		①②③④⑤

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	市民団体の協力を得て、スポーツ教室等を実施します。	スポーツ振興課	①②③

【主要施策3-3 人材育成・活用の推進】

1. 施策の方向性

市民の学習活動の成果を生かして、地域づくりや地域の課題解決のために取り組んでいくには、リーダーの存在が不可欠です。市では、地域で生活する人や学生などが、学習活動や地域づくりの指導者、協力者として、それぞれの知識や経験を生かすことができるよう、リーダーの養成やボランティア活動への支援に努めます。

2. 施策の展開

生涯学習を通じて得た知識や経験が、自己の学びにとどまらず、社会や地域での学習活動に生かされることにより、新たな学びや生きがいをもたらすという学習成果の循環を目指すため、コーディネーター・指導者の育成、ボランティアの養成を推進します。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
みんなで地域づくりセンター運営事業	地域づくりの人材育成や市民活動活性化のための講座を実施します。	シティセールス推進課	①③
社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会と連携し、ボランティアを担う人材を育成します。	福祉政策課	②③
森林ボランティア養成事業	森林の整備や保全活動を担う人材を養成します。	産業振興課	①②
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材を登録・活用するアシスト事業を推進します。 ・生涯学習推進員の配置を検討します。 	社会教育課	①②③④⑤
市民大学講座事業	地域活性化を担う人材を育成します。		①②③④⑤
青少年育成活動支援事業	地域活性化を担う、ジュニアリーダーを育成します。	スポーツ振興課	⑤

【主要施策3-4 啓発活動の推進】

1. 施策の方向性

学ぶことの意義をより多くの市民に広めるため、啓発活動を推進し、学習意欲の向上や機運の醸成に努めます。

2. 施策の展開

学習会やイベントの開催等を利用して啓発活動を行い、学習意欲の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
地域災害対策事業	防災訓練や乳幼児の健診時に「防災ハンドブック」を配布し、防災意識の高揚を図ります。	危機管理室	③
男女共同参画推進事業	市民団体が実施する講座・イベント等の開催を支援し、男女共同参画意識の醸成に努めます。	政策推進課	①
防犯対策事業	防犯意識の高揚を図るため、イベントを活用した啓発活動を行います。	自治振興課	③
交通安全対策事業	交通安全意識の高揚を図るため、イベントを活用した啓発活動を行います。		③
人権擁護事業	人権週間に合わせた啓発活動を行い、人権意識の高揚を図ります。	福祉政策課	①
環境保全対策事業	地球温暖化防止の意識の高揚を図るため、イベントを活用した啓発活動を行います。	環境政策課	①③
ごみ減量化・リサイクル推進事業	ごみの減量・リサイクル意識の高揚を図るため、イベントを活用した啓発活動を行います。	廃棄物対策課	①③
消費者教育推進事業	消費生活に関する意識の高揚を図るため、イベントを活用した啓発活動を行います。	産業振興課	①③
人権教育事業	人権週間に合わせた講演会を開催し、人権意識の高揚を図ります。	社会教育課	①③④

第4節 基本方針4 学びを支えるまちづくり

【主要施策4-1 互いを高め合うコミュニティ活動の推進】

1. 施策の方向性

地域活動や文化活動など、日頃のさまざまな学習成果を発表する機会を充実させます。また、各種イベントが、成果発表のみにとどまらず、参加した市民の新たな学習活動のきっかけとなるよう、市民の声を生かした事業の展開に努めます。

2. 施策の展開

文化活動やスポーツ活動など、日ごろのさまざまな学習活動の成果を発表する機会を充実させます。また、こうしたイベントを活用した効果的な学習情報の提供や、体験・交流を取り入れた学習機会の提供に取り組みます。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
ふるさとまつり事業	盆踊りや本神輿の参加を通じて、文化的伝統を次の世代に伝え、学習する機会を提供する市民参加型のまつりを開催します。	自治振興課	①③
産業まつり実施事業	市内産農産物や商工業製品の展示、即売を通じて、市内産業を市民に広く知っていただき、生産者・商工業者と消費者との相互理解を深めるまつりを開催します。	産業振興課	①
市民文化祭事業	芸術文化活動の発表・展示のほか、体験教室等により、市民の芸術文化活動への意欲を高めるまつりを開催します。	社会教育課	①②③④
ガス灯ロードレース大会事業	市民の体力向上や健康増進を図るほか、パラロードレース大会を同時に開催し、障害のある人もない人も楽しめる大会を開催します。	スポーツ振興課	①②④

【主要施策4-2 生涯学習関連施設の確保・整備】

1. 施策の方向性

市民がいつでも、どこでも生涯学習活動に参加できる環境を整備していくためには、身近な学習の場を数多く確保していく必要があります。そのため、身近な学習の場となる公共施設の計画的な整備・改修を行い、その機能の充実を図り、限られた施設の有効活用に努めます。

2. 施策の展開

施設の安全性を確保することはもとより、多様化する学習・利用ニーズに応えられるよう計画的に施設の確保・整備を行い、経年劣化等に対応した改修等を進めます。

【主な事業】

事業名	内容	担当課	生涯学習推進のための視点
コミュニティ施設維持管理事業	地域活動の拠点となる区・自治会の集会所の整備等に対し補助を行い、コミュニティ活動の推進を図ります。	自治振興課	①②③
シニア憩いの里運営支援事業	施設維持管理費の一部を補助し、高齢者の集いの場の確保・維持に努めます。	福祉政策課	②
総合福祉センター管理運営事業	施設の維持保全を行い、各種団体やサークルに活動の場を提供するための環境整備に努めます。		③
南部総合福祉センター管理運営事業			③
児童センター運営委託事業	子育て支援を推進する拠点施設として、児童センターの環境整備に努めます。	子育て支援課	⑤
こどもルーム運営事業	小学生が放課後に学習や遊びを行い、生活の場となるようこどもルームの環境整備に努めます。	保育課	③⑤
都市公園・緑地維持管理事業	スポーツ施設の改修等を行い、スポーツ活動の環境整備に努めます。	都市計画課	①②③
教育委員会事務局運営事業	教育関係の情報コーナーを設置し、生涯学習の推進を図ります。	教育総務課	①

事業名	内 容	担当課	生涯学習推進のための視点
公民館管理運営事業	社会教育を推進する拠点施設として公民館の環境整備に努めます。	社会教育課	②③⑤
歴史民俗資料施設整備事業	歴史民俗資料を整理・活用し、まちの歴史を知る機会を提供します。		②③
体育施設管理運営事業	スポーツ施設の改修等を行い、スポーツ活動の環境整備に努めます。	スポーツ振興課	①②③
図書館管理運営事業	市民が快適に学習・読書ができる生涯学習施設として計画的な改修等に努めます。	図書館	①③④
資料管理整備事業	市民のニーズを大切にした資料収集や多様な学習に役立つ図書等を提供し、市民の生涯学習の充実を図ります。		③

第6章 生涯学習推進計画の進行管理

1. 庁内体制

生涯学習推進計画に掲げる生涯学習施策を推進するためには、教育分野だけではなく、福祉、子ども、環境など、さまざまな分野の事業実施担当課と連携し、学習支援、市民協働、人材育成・活用、啓発の取り組みを行っていく必要があります。庁内においては全庁的な組織である「生涯学習推進本部」の下、生涯学習にかかる施策を推進し、本市における生涯学習社会の実現を目指します。

また、市民公募委員や学識経験者で構成する「生涯学習審議会」を開催し、広く生涯学習推進についての意見を取り入れながら、施策及び事業の評価、さらなる取り組みについて次期推進計画に向けての検証を行います。

2. 事業の点検と評価

生涯学習推進計画実施の進捗状況の調査を年度ごとに行い、評価することで、計画の見直し改善を図っていきます。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 計画立案 | ・・・Plan |
| (2) 事業の実施 | ・・・Do |
| (3) 実態把握と評価 | ・・・Check |
| (4) 見直し改善 | ・・・Action |

というPDCAサイクルのもと取り組んでいきます。

■関連資料

1. 策定体制

(1) 四街道市生涯学習審議会条例

平成30年3月30日

条例第4号

(設置)

第1条 市は、市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 生涯学習関係団体の代表者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく委員の委嘱のための手続その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(2) 四街道市生涯学習審議会委員

任期 平成30年6月1日から令和2年5月31日まで(2年間)

令和元年6月1日現在(敬称略)

氏名	選出区分	備考
吉田 英夫	学校教育の関係者	愛国学園大学附属四街道高等学校・校長
永井 壽子	生涯学習関係団体の代表者	四街道市ユネスコ協会・理事
西岡 とし子	生涯学習関係団体の代表者	四街道市芸術文化団体連絡協議会・副会長
佐藤 光江	生涯学習関係団体の代表者	四街道市子ども会育成連合会・副会長
渡部 洋	社会福祉関係団体の代表者	四街道市ボランティア連絡協議会・会長
酒井 壽男	社会福祉関係団体の代表者	四街道市シニアクラブ連合会・会長 (令和元年6月1日より委嘱)
江崎 俊夫	学識経験のある者	明治学院大学社会学部社会福祉学科 特命教授
川口 一美	学識経験のある者	聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科 教授
賀川 恵美子	公募による市民	公募委員
調 知博	公募による市民	公募委員

(3) 四街道市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 四街道市における生涯学習施策を総合的かつ効果的に推進するため、四街道市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- ① 生涯学習に関する総合的な企画に関すること。
- ② 生涯学習に関する施策の調整及び推進に関すること。
- ③ その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長及副本部長)

第4条 本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副市長の職にある者をもって充てる副本部長がその職務を代理する。本部長及び副市長の職にある者をもって充てる副本部長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、教育長の職にある者をもって充てる副本部長がその職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進本部の所掌事務について協議及び調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、本部長が本部員のうちから指名する。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(検討委員会)

第8条 幹事会の所掌事務について予備的な協議及び調整を行い、幹事会を補

佐するため、幹事会に検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

（庶務）

第9条 推進本部の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条）

危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防長

別表第2（第7条第4項）

危機管理室	危機管理室長
経営企画部	政策推進課長、秘書課長、シティセールス推進課長、財政課長、情報推進課長
総務部	総務課長、自治振興課長、行革推進課長
福祉サービス部	福祉政策課長、生活支援課長、高齢者支援課長、障害者支援課長
健康こども部	子育て支援課長、保育課長、健康増進課長
環境経済部	環境政策課長、産業振興課長
都市部	都市計画課長、道路管理課長
上下水道部	経營業務課長
教育部	教育総務課長、学務課長、指導課長、スポーツ振興課長、図書館長
消防本部	消防署長

別表第3（第8条第2項）

危機管理室	危機管理代表係長
経営企画部	政策推進課代表係長、秘書課代表係長、シティセールス推進課代表係長、財政課代表係長、情報推進課代表係長
総務部	総務課代表係長、自治振興課代表係長、行革推進課代表係長
福祉サービス部	福祉政策課代表係長、生活支援課代表係長、高齢者支援課代表係長、障害者支援課代表係長
健康こども部	子育て支援課代表係長、保育課代表係長、健康増進課代表係長
環境経済部	環境政策課代表係長、産業振興課代表係長
都市部	都市計画課代表係長、道路管理課代表係長
上下水道部	経營業務課代表係長
教育部	教育総務課代表係長、学務課代表係長、指導課代表係長、スポーツ振興課代表係長、図書館代表係長
消防本部	消防署総務代表係長、消防署救急代表係長

2. 策定経過

日 程	項 目	内 容
平成 30 年 4 月 1 日	生涯学習審議会 条例施行	
平成 30 年 5 月 15 日	生涯学習推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> •平成 29 年度生涯学習推進事業報告について •平成 30 年度生涯学習推進事業計画（案）について
平成 30 年 7 月 23 日	生涯学習審議会	<ul style="list-style-type: none"> •委嘱状交付 •生涯学習推進計画の骨子案について
平成 30 年 10 月 11 日	生涯学習審議会	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進計画の骨子案について
令和元年 5 月 14 日	生涯学習推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進計画の経過報告について •生涯学習推進計画の骨子案について
令和元年 6 月 27 日	生涯学習推進本部 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進計画の経過報告について •生涯学習推進計画の骨子案について
令和元年 7 月 16 日	生涯学習推進本部 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進計画の経過報告について •生涯学習推進計画の骨子案について
令和元年 8 月 7 日	生涯学習推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進計画の経過報告について •生涯学習推進計画の骨子案について
令和元年 9 月 26 日	生涯学習審議会	<ul style="list-style-type: none"> •生涯学習推進計画の経過報告について •生涯学習推進計画(案)について

3. 生涯学習年表

年	主な取り組み
平成6	生涯学習推進本部発足 生涯学習推進協議会発足
平成8	「四街道ま・な・びプラン」 (四街道市生涯学習推進計画) 策定
平成9	生涯学習まちづくり出前講座事業の実施
平成11	「まなびいガイドブック」作成 生きがいつくりアシスト事業の実施 生涯学習フェスティバル開催
平成15	市民大学講座開設 文化祭の一環として「まなびの祭典」(旧生涯学習フェスティバル)を実施
平成18	事務事業評価実施 (本稼働19年～)
平成19	市民参加条例施行
平成21	四街道市生涯学習推進計画(第2次)策定
平成21	「まなびの祭典」が市民文化祭と統合 (「まなびの広場」として開催)
平成22	みんなで地域づくりセンター開設
平成22	審議会公募委員積極採用実施
平成24	みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)の実施
平成30	生涯学習審議会設置

4. 諮問・答申

諮 問 書

教 社 第 153 号
平成30年10月11日

四街道市生涯学習審議会
会長 江崎 俊夫 様

四街道市長 佐 渡 齊

四街道市生涯学習推進計画について（諮問）

四街道市生涯学習審議会条例（平成30年3月30日四街道市条例第4号）第2条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 四街道市生涯学習推進計画について

令和元年10月 9日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市生涯学習審議会
会長 江崎 俊夫

「四街道市生涯学習推進計画」の策定について（答申）

平成30年10月11日付け（教社第153号）で貴職から諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に議論を重ねてまいりました。

今回策定しました生涯学習推進計画につきましては、平成20年度に策定した前計画の基本理念を継承しつつ、基本方針を細分化するとともに、生涯学習推進のための視点を設定し、主要施策との関連性を明確にしています。

また、時代を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画期間をこれまでの10年から5年といたしました。

以上を踏まえまして、別添「四街道市生涯学習推進計画（第3次）（案）」のとおり答申いたします。

なお、審議経過におきまして、下記の意見がありましたので報告します。

記

（附帯意見）

1. 各年度の取組状況とその成果については、次年度により良い成果が得られるよう適切な進行管理業務を行い、生涯学習の推進が図られるよう課題意識を持って取り組んでいただきたい。
2. 市民の生涯学習を推進するための事業費については、予算の確保に努めていただきたい。

四街道市生涯学習推進計画（第3次）

発行日 令和元年 11 月

発 行 四街道市

編 集 四街道市教育委員会 教育部 社会教育課
四街道市鹿渡 2001 - 10

電 話 043 - 424 - 8927

F A X 043 - 424 - 8923